

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 横浜市高速鉄道事業会計

事業名	横浜市高速鉄道事業（都市高速鉄道事業）		
事業開始年月日	昭和47年12月16日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名	横浜市	職員数（H23. 4. 1現在）	832人
構成団体名			
健全化判断比率の状況	□財政再生基準以上 □早期健全化基準以上 □経営健全化基準以上（年度）		
	計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成23年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	87.1（21年度）	財政力指数	1.003（22年度）
資金不足比率（健全化法）（％）	資金不足額なし（－年度）	財政力指数（臨財債振替前）	0.915（22年度）
経常収支比率（％）	95.8（21年度）	実質公債費比率（％）	19.1（22年度）
		将来負担比率（％）	255.2％（21年度）

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村：]

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 □にしを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	横浜市高速鉄道事業経営健全化計画
計画期間	平成23年度～平成27年度
計画策定責任者	横浜市交通事業管理者 二見 良之
既存計画との関係	地下鉄事業経営健全化計画 平成16～24年度
公表の方法等	市ホームページへの掲載
基本方針	既に策定されている「地下鉄事業経営健全化計画」を基に、市営交通5か年経営プラン（平成19年度～平成23年度）の取組を継続して実施し、改善型公営企業として経営力を高めていくことを目指す。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
		旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧公庫：年利6%以上	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額				
	補償金免除額				
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	1,809,203.2	1,793,920.5		3,603,123.7
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に（ ）書きで記入すること。

6 平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
「繰上償還希望額」欄の 再掲（再掲）の区分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	都市高速鉄道事業債	1,809,203.2	1,793,920.5		3,603,123.7
合 計 (A)		1,809,203.2	1,793,920.5		3,603,123.7
「繰上償還希望額」欄の 再掲（再掲）の区分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		1,809,203.2	1,793,920.5		3,603,123.7

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成23年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
「繰上償還希望額」欄の 再掲（再掲）の区分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。

2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。

4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本市の高速鉄道事業は、昭和41年7月に運輸大臣の諮問機関である都市交通審議会（現交通政策審議会）の答申第9号を受けて、それまでの路面電車に替わる市民の足として、同年10月4路線の建設計画を策定したことに始まる。この計画に基づき、昭和43年11月に高速鉄道1号線上大岡～伊勢佐木長者町間での工事に着手し、昭和47年12月同区間5.2kmを開業した。以来、1号線、3号線、4号線と数次の開業を重ね、現在に至っている。</p> <p>数次の開業を重ねてきたことにより、多額な建設投資を行っており、資本費割合は、82%（22年度決算見込み）となるなど、依然として資本費の負担が大きくなっている。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 乗車料収入以外の収入確保</p> <p>平成20年3月のグリーンラインの開業以降、乗車料収入は増加しているが、少子高齢化の進展などにより大幅な伸びは期待できない状況である。そのため、広告料収入の確保や、資産活用の積極的な展開を図ることで附帯収入の増収に取り組む必要がある。</p>
	<p>課 題 ② 過剰債務処理</p> <p>平成16年度～平成25年度まで（特例債元利補助金は平成34年度まで）過剰債務処理として総額1,280億円の繰入を受け、過剰債務処理を行う計画となっている。この過剰債務処理に係る繰入を計画的に行い、累積欠損金の縮小を図っていく必要がある。</p>
	<p>課 題 ③ 実質資金不足の計画的な解消</p> <p>平成20年3月に開業したグリーンラインの建設投資に係る元金償還が本格化し、元金償還額が増加するため、新たな資本投下を抑制し、資金不足の解消を計画的に行う必要がある。</p>
	<p>課 題 ④ コスト削減の徹底</p> <p>今後、開業から40年以上が経過し、老朽化が進んでいるブルーラインの大規模な修繕などによりコストの上昇が見込まれるが、人件費を含めたコスト削減を継続することで、運営コストの抑制に取り組む必要がある。</p>
	<p>課 題 ⑤ 技術水準の維持・向上と人材育成</p> <p>建設当初からの職員が退職していくことにより、技術の伝承や新技術の導入による技術力の向上と人材育成が課題となっている。</p>
留意事項	<p>既に地下鉄事業経営健全化計画（平成16年度～平成24年度）及び公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画（平成19年度～平成23年度）を実施中であり、経費の縮減等の経営改革を行ってきている。</p>

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（①法適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

年 度		平成18年度 （当初計画前年度） （ 決 算 ）	平成19年度 （当初計画初年度） （ 決 算 ）	平成20年度 （当初計画第2年度） （ 決 算 ）	平成21年度 （当初計画第3年度） （ 決 算 ）	平成22年度 （当初計画第4年度） （ 決 算 見 込 ）	平成23年度 （当初計画第5年度） （延長計画初年度）	平成24年度 （延長計画第2年度）	平成25年度 （延長計画第3年度）	平成26年度 （延長計画第4年度）	平成27年度 （延長計画第5年度）
区 分	1. 営 業 収 益 (A)	29,708	31,033	34,639	34,670	35,120	35,450	35,724	35,924	35,861	35,879
	(1) 料 金 収 入	28,716	30,006	33,563	33,707	34,133	34,427	34,720	34,915	34,853	34,871
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)										
	(3) そ の 他	992	1,027	1,076	963	987	1,023	1,004	1,009	1,008	1,008
	2. 営 業 外 収 益	8,501	8,540	9,192	8,864	8,485	8,165	6,764	6,481	4,533	6,396
	(1) 補 助	7,871	7,948	8,547	8,216	7,755	7,464	5,972	5,685	3,724	5,588
	他 会 計 補 助 金	7,771	7,848	8,547	8,216	7,755	7,464	5,972	5,685	3,724	5,588
	そ の 他 補 助 金	100	100								
	(2) そ の 他	630	592	645	648	730	701	792	796	809	808
	収 入 計 (C)	38,209	39,573	43,831	43,534	43,605	43,615	42,488	42,405	40,394	42,275
的 収 支	1. 営 業 費 用	27,606	28,808	31,984	30,780	30,910	30,737	30,965	30,173	29,795	29,740
	(1) 職 員 給 与 費	8,803	8,727	8,251	8,616	8,200	8,573	8,531	8,430	8,365	8,353
	基 本 給	4,076	3,859	3,703	3,900	3,775	3,981	4,025	4,069	4,069	4,070
	退 職 手 当	669	868	782	825	672	853	635	574	521	504
	そ の 他	4,058	4,000	3,766	3,891	3,753	3,739	3,871	3,787	3,775	3,779
	(2) 経 費	4,149	4,576	5,630	5,316	5,779	6,349	6,440	6,440	6,440	6,440
	動 力 費	635	712	1,008	833	873	1,002	1,093	1,093	1,093	1,093
	修 繕 費	1,427	1,714	1,647	1,678	1,979	2,247	2,247	2,247	2,247	2,247
	材 料 費	196	128	194	238	264	219	219	219	219	219
	そ の 他	1,891	2,022	2,781	2,567	2,663	2,881	2,881	2,881	2,881	2,881
(3) 減 価 償 却 費	14,654	15,505	18,103	16,848	16,931	15,815	15,994	15,303	14,990	14,947	
2. 営 業 外 費 用	14,675	13,996	14,264	12,621	11,049	10,655	9,922	9,332	8,831	8,337	
(1) 支 払 利 息	14,655	13,956	14,175	12,587	11,004	10,578	9,921	9,332	8,831	8,387	
(2) そ の 他	20	40	89	34	45	77	1				
支 出 計 (D)	42,281	42,804	46,248	43,401	41,959	41,392	40,887	39,505	38,626	38,077	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	-4,072	-3,231	-2,417	133	1,646	2,223	1,601	2,900	1,768	4,198	
特 別 利 益 (F)	52		359								
特 別 損 失 (G)	372	19	62		640						
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	-320	-19	297		-640						
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	-4,392	-3,250	-2,120	133	1,006	2,223	1,601	2,900	1,768	4,198	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	-239,330	-242,580	-244,700	-244,567	-243,561	-241,338	-239,737	-236,837	-235,069	-230,871	
流 動 資 産 (J)	16,329	17,134	4,778	4,523	4,916	5,113	5,209	6,546	6,491	6,306	
う ち 未 収 金	3,287	1,153	515	1,132	1,798	1,798	1,798	1,798	1,798	1,798	
流 動 負 債 (K)	16,021	23,639	8,594	7,713	6,547	6,547	6,547	6,547	6,547	6,547	
う ち 一 時 借 入 金											
う ち 未 払 金	12,018	19,466	3,215	3,032	1,888	2,654	2,654	2,654	2,654	2,654	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	-805.6	-781.7	-706.4	-705.4	-693.5	-680.8	-671.1	-659.3	-655.5	-643.5	
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 (L)	5,648	5,236	4,176	3,190	1,631	1,434	1,338	1	56	241	
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	29,708	31,033	34,639	34,670	35,120	35,450	35,724	35,924	35,861	35,879	
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M) × 100)	19	17	12	9	5	4	4			1	
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)		△ 14,869	△ 7,195	△ 8,509	△ 9,246	△ 9,553	△ 9,520	△ 12,012	△ 11,505	△ 13,462	
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)		20,105	11,371	11,699	10,877	10,987	10,858	12,013	11,561	13,703	
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)	29,708	31,033	34,639	34,670	35,120	35,450	35,724	35,924	35,861	35,879	
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P) × 100)		△ 48	△ 21	△ 25	△ 26	△ 27	△ 27	△ 33	△ 32	△ 38	

(単位:百万円, %)

年 度		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
区 分		(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度)	(当初計画第4年度)	(当初計画第5年度)	(延長計画第2年度)	(延長計画第3年度)	(延長計画第4年度)	(延長計画第5年度)	
		(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算 見 込)	(延長計画初年度)	(延長計画第2年度)	(延長計画第3年度)	(延長計画第4年度)	(延長計画第5年度)	
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	32,416	42,399	42,790	31,922	9,223	8,789	7,474	5,586	15,193	12,433	
	建設改良に係る企業債	23,826	22,940	9,124	5,825	3,225	2,913	4,816	5,586	5,536	6,497	
	特 例 債	3,033	2,777	1,818	1,181	636	533	346				
	資本費平準化債	2,298	3,145		3,043	5,362	3,550	504		4,627	4,177	
	借 換 債	3,259	13,537	31,848	21,873		1,793	1,808		5,030	1,759	
	2. 他 会 計 出 資 金	7,921	6,136	3,268	2,083	2,581	2,431	1,825	1,395		1,383	1,623
	3. 他 会 計 補 助 金	8,188	5,888	3,625	5,400	4,500	5,390	9,123	10,772		2,036	2,056
	4. 他 会 計 負 担 金											
	5. 他 会 計 借 入 金											
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	3,166	3,671	244								
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金											
	8. 工 事 負 担 金	725	261									
	9. そ の 他	2,585	1,296	384	39	38	66					
計 (A)	55,001	59,651	50,311	39,444	16,342	16,676	18,422	17,753		18,612	16,112	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	5,956	-1,270	359									
純 計 (A)-(B) (C)	49,045	60,921	49,952	39,444	16,342	16,676	18,422	17,753		18,612	16,112	
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	40,839	42,804	10,020	7,080	4,548	3,954	6,020	6,981	6,921	8,120	
	うち職員給与費	1,727	1,805	1,609	1,274	942	950	969	987	1,005	1,026	
	2. 企 業 債 償 還 金	26,185	37,410	57,698	49,115	28,961	30,566	29,902	27,638	34,295	32,803	
	建設改良に係る企業債償還金	19,926	30,509	49,694	41,175	21,569	23,199	22,762	20,622	19,018	18,525	
	特 例 債 償 還 金	2,452	2,563	2,592	2,262	1,898	1,736	1,367	1,097	529	2,366	
	資本費平準化債償還金											2,653
	緩和債償還金	3,807	4,338	5,412	5,678	5,494	5,631	5,773	5,919	14,748	9,259	
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金											
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金											
	5. そ の 他			70								
計 (D)	67,024	80,214	67,788	56,195	33,509	34,520	35,922	34,619	41,216	40,923		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	17,979	19,293	17,836	16,751	17,167	17,844	17,500	16,866	22,604	24,811		
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	10,640	12,297	16,050	16,991	18,726	18,041	17,596	18,203	16,758	19,145	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額											
	3. 繰 越 工 事 資 金	6,370	5,955	-1,270	359							
	4. そ の 他	-4,679	-4,195	-4,950	-3,921	-3,190	-1,631	-1,434	-1,338	-1	-56	
計 (F)	12,331	14,057	9,830	13,429	15,536	16,410	16,162	16,865	16,757	19,089		
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F) (G)	5,648	5,236	8,006	3,322	1,631	1,434	1,338	1	5,847	5,722		
緩 和 債 発 行 額 (H)			3,830	132					5,791	5,481		
差 引 (G)-(H) (I)	5,648	5,236	4,176	3,190	1,631	1,434	1,338	1	56	241		
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (J)												
企 業 債 現 在 高 (J)	519,222	524,215	513,139	496,079	476,340	454,563	432,135	410,083	396,772	381,883		

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
区 分		(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
		(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算 見 込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収 益 的 収 支 分		7,771	7,848	8,547	8,216	7,755	7,464	5,972	5,685	3,724	5,588
	うち基準内繰入金	2,798	2,939	3,483	3,164	2,898	2,595	2,339	2,237	1,444	3,242
	うち基準外繰入金	4,973	4,909	5,064	5,052	4,857	4,869	3,633	3,448	2,280	2,346
資 本 的 収 支 分		16,109	12,024	6,893	7,483	7,081	7,821	10,948	12,167	3,419	3,679
	うち基準内繰入金	10,527	7,050	3,862	2,438	3,115	3,093	2,636	2,376	2,419	2,679
	うち基準外繰入金	5,582	4,974	3,031	5,045	3,966	4,728	8,312	9,791	1,000	1,000
合 計	23,880	19,872	15,440	15,699	14,836	15,285	16,920	17,852	7,143	9,267	

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	19	17	12	9	5	4	4	0	0	1	
料金回収率※ (%)											
資本費 (円又は%)	102	98	96	87	82	77	75	71	68	67	
総収支比率(法適用) (%)	90	92	95	100	102	105	104	107	105	111	
経常収支比率(法適用) (%)	90	92	95	100	104	105	104	107	105	111	
営業収支比率(法適用) (%)	108	108	108	113	114	115	115	119	120	121	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	-806	-782	-706	-705	-694	-681	-671	-659	-656	-644	
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	20	20	19	19	18	17	14	13	9	13
	うち基準内繰入金 (%)	7	7	8	7	7	6	6	5	4	8
	うち基準外繰入金 (%)	13	12	11	12	11	11	9	8	6	6
	資本的収入分 (%)	33	20	14	19	43	47	59	69	18	23
	うち基準内繰入金 (%)	21	12	8	6	19	19	14	13	13	17
	うち基準外繰入金 (%)	11	8	6	13	24	28	45	55	5	6

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	運賃改定は見込んでいない。 乗車人員については、横浜市将来人口推計に基づき算出し、直近の乗車単価により乗車料収入を算出。
2 他会計繰入金の見込み	基準内繰入については、平成23年度繰出基準に基づき算出。 基準外繰入については、「市営交通経営改革プラン」における過剰債務処理に係る繰入を計上。特別乗車証（福祉・敬老）については、平成23年度予算額で推移するものとして算出。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	グリーンラインの残工事は23年度で終了するものとして算出。 ブルーラインについては、既存設備の更新時期を基礎として算出。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	運輸雑収益及び営業外雑収益については、乗車料収入に対する直近の割合。 職員給与費については、現在、給料表の見直しを検討中であるが、労働組合との交渉中であるため、減額改定は見込んでいない。 経費については、既定の計画に基づくコスト削減を継続するものの、動力費等における直近の電力購入単価の上昇分を反映するとともに、開業から40年以上が経過し、老朽化が進んでいるブルーラインについての修繕費を増額計上。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
 - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	課題④	当初計画時の目標は平成18年度の864人から平成23年度に714人とする計画であったが、ブルーラインのワンマン運転化(H19～)や駅業務委託(H16～)の実施などにより、職員定数は大幅に削減したものの、平成22年度実績で745人と目標の達成については困難な見込み。これは、ブルーラインの駅業務委託について、すべての駅で実施する計画としていたが、他鉄道との連絡駅について、委託化を中止するなどの見直しを行ったことによるものである。 今後、大幅な人員削減については困難であるが、駅業務委託について、委託業務の拡大等に取り組む。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	課題④	19年度から給料表のフラット化、職員の職務に応じた級の見直し(部次長・主任制度廃止等)などを実施。 現在、現業職員給料表の引き下げについて、労働組合と協議中(平成24年1月より実施見込み)。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	課題④	交通局採用職員については、16年度から5%ペースダウンした給料表を適用。 さらに現在、現業職員給料表の引き下げについて、労働組合と協議中(平成24年1月より実施見込み)。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		17年1月に定年退職者の退職時特別昇給を廃止済み。
◇ 福利厚生事業のあり方		法定外福利である厚生事業については、横浜市交通局独自で実施しているが、事業主と会員との負担割合は、1:1に是正済み
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	課題④、⑤	新たな取り組みとして、委託業務などの複数年契約や、保守業務の一部直営化(現行人員の有効活用)などにより、コストの削減に取り組む。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		-

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	課題①	平成9年に料金改定を行ったが、現時点では、料金改定は見込んでいない。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		横浜市交通局ホームページにて次の内容を掲載 ○事業概要：路線図、時刻表、運行情報、運賃制度、安全対策など ○財務状況：予算、決算（決算については、監査、市会報告前の速報値を公表）、四半期収支状況の公表など ○経営計画：市営交通5か年経営プラン、アクションプラン、交通局運営方針など
○ 行政評価の導入		横浜市交通局ホームページに毎年度の運営方針やアクションプラン（平成22～23年度）を公表している。 運営方針については、期末振り返りを実施し、その結果についてもホームページで公表。 改善型公営企業としての改革の取組と振り返りにおける評価として、アクションプランの取組状況などについてもホームページで公表。
4 その他	課題②、④	全職員の夏季休暇について平成16年度から凍結（5日→0日）している。 平成16年度～25年度まで（特例償還元利補助金は平成34年度まで）、過剰債務処理として一般会計から総額1,280億円の繰入を受ける（一部26～27年度に繰延）。

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	<p>【Ⅱ－課題④】【Ⅳ－施策1】 ワンマン運転化や駅業務の委託などにより職員を大幅に縮減済み。今後の大幅な人員削減については、見込んでいない。 職員給与費については、交通局採用職員の給料表の引き下げを検討中であるが、現在、労働組合との交渉中であるため、減額改定は見込んでいない。 委託業務の複数年契約や保守業務の一部直営化（現行人員の有効活用）などにより、コスト削減に取り組む。</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>【Ⅱ－課題③】【Ⅳ－施策1、2、4】 収入の確保に努めるとともに、運営コストを一定の水準に抑制し、安定的な利益計上を図る。また、新たな投資を抑制し、資本費負担の軽減を図ることで資金不足の解消と累積欠損金の縮減に取り組む。 （目標） 平成27年度に累積欠損金比率を650以下に縮減</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>【Ⅱ－課題②】【Ⅳ－施策4】過剰債務処理 平成25年度までに総額1,280億円の過剰債務処理を行うこととなっている（一部26～27年度に繰延）。 28年度以降については、特別乗車証負担金以外の基準外繰出しは解消される予定。</p>
4 その他	<p>【Ⅱ－課題③】 安全性の維持・向上にかかる投資を優先的に実施し、サービス向上等の設備投資については、増収による成果との関連性を検討の上、実施する。また、投資を抑制することにより、資本費負担の軽減を図る。 （目標） 平成27年度に累積欠損金比率を650以下に縮減。</p>

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、Ⅳに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(3) 都市高速鉄道事業【延長計画策定団体】

(単位:百万円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画前年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画初年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画第2年度)	平成25年度 (延長計画第3年度)	平成26年度 (延長計画第4年度)	平成27年度 (延長計画第5年度)	延長計画合計
	累積欠損 金比率	当初計画の目標値		821.1	721.0	715.1	703.0	688.0						
		(実績値)		781.7	706.4	705.4	693.5							
	企業債現 在高	当初計画の目標値		532,296	522,154	504,484	483,987	462,785		671.1	659.3	655.5	643.5	
		(実績値)		524,215	513,139	496,079	476,340							
		延長計画の目標値					462,785		432,135	410,083	396,772	381,883		

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】														
	①	旅客運輸収益の増	28,716	28,883	33,291	33,832	34,379	34,893							
		改善効果額		167	4,575	5,116	5,663	6,177	21,698						
	①	附帯事業等収入の増(資産の有効活用)	630	495	1,180	915	928	1,129							
		改善効果額		-135	550	285	298	499	1,497						
		附帯事業等収入の増(上記以外)	992	865	1,154	1,175	1,196	1,216							
		改善効果額		-127	162	183	204	224	646						
	①	その他(敬老・特別乗車券の増)	1,986	1,977	2,459	2,576	2,660	2,768							
		改善効果額		-9	473	590	674	782	2,510						
	【経費の削減】														
	④	職員給与費の適正化													
		職員給与費(退職手当以外)		8,133	8,197	7,590	7,632	7,775	7,920						
			改善効果額		-64	543	501	358	213	1,551					
			うち整備員、運転手、車掌、駅務員	4,249	4,278	3,801	3,821	3,961	4,097						
			改善効果額		-29	448	428	288	152	1,287					
			うちその他正規職員	3,649	3,644	3,615	3,637	3,640	3,649						
			改善効果額		5	34	12	9	0	60					
			うちその他臨時職員	235	275	174	174	174	174						
		改善効果額		-40	61	61	61	61	204						
		営業キロ当たり職員給与費	217.9	225	155	168	166	167							
	改善効果額		-7	63	50	52	51	209							
④	維持管理費の縮減														
	改善効果額			-512	-682	-682	-682	-682	-3,240						
	営業キロ当たりの維持管理費			115	91	91	91	91							
	改善効果額		-12	12	12	12	12	36							
当初計画改善効果額 合計									24,662						
<参考>当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)									6,610						

(3) 都市高速鉄道事業【延長計画策定団体】(つづき)

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】													
	①	旅客運輸収益の増												
		改善効果額												
	①	附帯事業等収入の増(資産の有効活用)												
		改善効果額												
		附帯事業等収入の増(上記以外)												
		改善効果額												
	①	その他(特別乗車料の増)												
		改善効果額												
	【経費の削減】													
	④	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)													
	改善効果額													
	うち整備員、運転手、車掌、駅務員													
	改善効果額													
	うちその他正規職員													
	改善効果額													
	うちその他臨時職員													
	改善効果額													
	営業キロ当たり職員給与費													
	改善効果額													

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

2 改善効果額については、「1 最終目標値」のうち改善効果額を記入することが可能なもののみ記入すること。

3 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

4 「普通会計における改善効果額のうち都市高速鉄道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額達しない場合に記入すること。(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

延長計画改善効果額 合計 A	2,234
延長期間が2年の場合に加算する改善効果額 B	0
普通会計における改善効果額のうち都市高速鉄道事業会計に加算する額 C	0
A + B + C	2,234
<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	-